○４番（福永　啓君）　通告しておりました一般質問をいたします。御船町内中心部では国道の整備と都市再生整備事業が進み御船の顔が大きく変わりつつあります。今年度から観光交流推進課も新たに設けられ、更に来年は「恐竜博物館」「街なかギャラリー」など観光資源となる施設の供用が開始されます。また、中山間部においては既に吉無田高原や吉無田

水源、棚田の風景、山村集落の風景、石橋など次世代に残していかなければならない素晴らしい財産があります。御船町の魅力を他地域に発信し町の活性化に繋げるため、また、私たち町民が潤いのある生活を送るためには、現在あるこの町の財産とこれから整備される町の財産双方を有効利用していかなければなりません。特に、景観は重要です。人間は周辺から感じ取る情報の大部分は目から入って来ますので、快適な環境形成に景観が果たす役割は非常に大きなものがあります。環境は、それぞれの土地に於いて長年に渡る人々の営みが形となって表れたものでもあり、地域文化が形となったものでもあります。景観づくりに関しては表面的な美しさにとどまらず地域固有の生活、歴史、文化、風土を大切にして景観を保全し、想像し次世代に引き継がなければなりません。そしてこのような良好な景観づくりは地域の魅力を増進させ、観光振興や交流人口の増加といった地域経済の活性化に大きく寄与することにも繋がるのです。御船町中心部において、また、御船町中山間部において、どのようなビジョンのもと、どのような施策を講じて、どのように良好な景観を持った街づくりを進めていくのか質問いたします。

詳細につきましては、質問席よりいたします。

○町長（山本孝二君）　福永議員の質問にお答えします。

まず、直接お答えする前に、日本は人口減少社会に突入しております。特に地方都市、この御船町も厳しい状況であります。それだけ都市間競争が激化していると、そういう中で地方都市は生き残りをかけ都市、町の魅力アップに取り組まなければならないと考えています。都市の魅力は、都市的利便性や安全性、収量、機械など様々ありますが、景観も重要な要素であると考えています。魅力ある景観とは必ずしも見た目の美しさだけでなく御船らしさがあると考えます。ほかとは違う町民の方々が誇りと愛着の持てる景観まちづくりに努める必要があると思います。成熟社会を迎えまして、そういった都市の質的向上が必要とされつつあると理解しています。都市再生整備事業に取組んでいるのもそういった思いからであります。必要と考えられます都市基盤整備に努めてきました。今後は町民の方々と景観に配慮した街づくりに努める必要があると思います。ただ、景観はこれといった答えを出しにくいという面もあります。製造業をやっている方々、建設業、農業、サラリーマンの方々、日々の生活スタイルによって抱く、理想とする景観イメージが異なってきていると考えます。従いまして、場所場所の特定、すなわち地域の歴史や風土および地域住民の生活、価値観等々を尊重し理解していただきながら進める必要があると思いま

す。都市再生整備事業区域である御船地区を考えますと、国道443号・445号などの幹線道路の沿道、御船町の象徴であり学園通りでありますシンボルロード線、及び御船川左岸本町通りなど､それぞれの特性を生かして進めるべきと考えます｡具体的な施策としまして、まず両国道バイパス沿道は大規模店舗やガソリンスタンドなど、俗にいうロードサイド、沿道型商業施設の立地が予想されます。こういった施設が立地し利便、非常に便利になるということは歓迎することでありますが、あまり目を見張るような大きな看板や派手な広告物等々は避けていただき、落ち着きのある御船町の景観を抱き損なわないようにしていただきたいと考えます。

次に、御船川左岸の本町通りでありますが、街なかギャラリーが現在建設中であります。御船町を代表する伝統的建築物であります。少しでも昔の面影が残るような街並み形成に努めようということで今関係各位ご協力を願っているところであります。ルールを決めてやることも必要でありますが、まずは木製など自然素材を使った看板などから始めたら、まずできることからやってもかなり変わるんじゃないかな。特に本町通りは白壁の街並みがイメージできますので、その１つのきっかけとして、街なかギャラリー等があると考えます。

次に、シンボルロード線であります。御船町のシンボルとなるべき通りでありまして、もっとも景観に配慮した街づくりを進める必要があると考えています。従いまして、都市再生整備事業ではこの沿道に「ふれあい広場」「ポケットパーク」及び「新・恐竜博物館」等の公共施設を重点的に配置しております。これで少しでも景観をリードできればと考えていますが、今後は町民の皆さんや沿道地権者の皆さんと協力してシンボルロードの景観を育てていく必要があるというふうに考えます。建物はおおむね立ち並びつつありますので、樹木や街灯、お店の看板などの在り方を検討していただき方向性を徐々に見定めていく必要があるというふうに考えます。景観は町民の文化度が現れるといいます。日常生活が目に見える形となってにじみ出るというようにも言われております。従いまして、１人独断的に突っ走って走ってもうまくいかない状況もあります。皆様と歩調を合わせながら時には良いモデルを見せリードしつつ育てていくと考えます、そういう意味で行政でやれるところは行政でやっていく、長い目で見ていただければと考えます。

次に、中山間地の景観、開発に対してどのような開発、地域づくりを考えているかと、また、そのためにどのような施策を考えているかという質問であります。九州地方自動車

道の一部開通によりまして来年３月が小池高山インターが供用を開始となっております。そういう中で上野インター（仮称)、南上野インターから、南阿蘇吉無田高原へ、そしてまたその逆の流れが生まれると考えます。これを生かした観光交流促進を考えるべきだということで、今、緑の村中心に少しマウンテンバイク等をしかけながら、次の展開を図るということで考えております。まず、そのためにも景観も重要ですけども地域づくりと一体となった考え方を尊重していく必要があるかと思います。何故かと言いますとメリットの反面、デメリットとしては開発できにくいということもありますので、そういうところも慎重に考えるということです。環境を守るためにも農業・林業の振興が大事であります。そのための観光交流促進、何よりも中山間地域、御船町が持っております自然を知り、歴史を知り、生活を知り、それを守り活かすことが大事だと考えます。観光開発などは歴史や自然環境を崩さないようにするのは当然でありますが、中山間地域は自然環境、農林業を維持する人が少なくなり荒れつつあります。これをどう守るかということが大事でありまして、また切実な問題でもあります。都市住民との交流、協力を得てでも守っていく必要があると考えています。限られた人材の中で、何処を守るのか、何処を自然を残すのか取捨選択の範囲が重要になってきていると考えます。

このあと、企画財政課長から総合計画関係からの説明、農業振興課から農林業、そして建設課長から都市再生整備事業について、まず説明をさせます。

○企画財政課長（吉本正剛君）　福永議員の質問の中で、開発あるいは地域づくりという質問がありましたので、その中で今、総合計画の基本構想の中の土地利用構想に於いて、その基本方針を定めております。自然的土地利用保全を基本として活用を図る場合には、周辺環境との調和に十分配慮して進めるものということにしております。また特に中山間地の土地利用に関しては農地法や森林法等により規制あるいは誘導が図られていますが、町は自然環境ゾーンとして続けている中で斜面緑地や森林地域は豊かな環境を次世代に継承していくとともに森林が持つ機能を資源として生かすこととして、また農業緑地ゾーンは農業生産の場としての機能を維持しながら自然との調和に配慮し、自然環境を生かした観光交流拠点や情報の発信の場として活用するよう謳っております。そういう中で総合計画の中にも、環境基本計画の策定に向けた検討とかそういうことが主要事業の中で盛り込まれておりますが、特にこの吉無田高原を中心とする周辺地域は、これまで緑の村を核として観光振興が図られてきましたが、ご存じのとおり昭和58年ごろ設立された施設を代表する

キャンプ施設ですかね、そういったのが老朽化が進んでおって世代のニーズの変化に伴い運営を含めた施設の在り方が求められておるところであります。このような中でいくつかのこれまで特に吉無田地域に関しましては、いろんな開発事業者による相談もありましたが町としては、ここの自然環境の保全を生かした、また隣接する先ほど町長からもありましたが南阿蘇との連携を踏まえた観光開発が適していると考えているところであります。大規模開発に関しましては、これといった先ほど福永議員も言われましたが町の規制的な要綱は定めておりませんので、この地域に限定した土地利用の在り方を今思慮しているところであり、何らかのルール作りの必要性は感じているところであります。現在のところ具体的な計画はありませんが、先ほど町長の言われましたように上野インター（仮称）の開通が控えておる中で、よくいわれます吉無田高原を始めとする中山間地域の特色ある地形的な条件を生かした産業、観光、交流拠点あるいは定住促進へ繋がる施策を検討しているところであり、またその１つに吉無田高原野菜を活用した農産物加工食品の推進等によって活性化を図っていきたいと考えております。その１つのモデル地区として、今ご存じのとおり県の「夢チャレンジ」事業を活かした水越地区の活性化を推進するなり、その中では農産物の収穫体験や農産物の提供により人と人との交流を深め、将来は水越地域で生活したいとか、あるいは移住、定住を図られればと思っていますし、加工品の開発を通して新しい産業を見出すことで、その地域の活性化への足掛かりとなり得ることも期待しているところであります。また、ほかにもそのような地元からのいわゆる中山間地域の現状の過疎化だったり高齢化が危惧されておりますので、自分たちの力で何らかの施策を講じたいという声も上がってきておりますので、今後の計画への支援や実施事業の選択など共に共同していきたいというところで思っています。そういう中でも先ほど言いました都市再生整備事業と中山間をどう結びつくかというところもありますが、このような中で、今、御船町の５人の先哲として事業も地域活性化の素材として宮部鼎蔵先生を中心とした地域活性化を有効な手立てとして取り組んで今年やっているところであります。俗にいう歴史ファン、歴女というような方々もおられますし、そういった人をターゲットとした関連した史跡等の観光地化を図ったり、また平坦地区の都市再生整備事業による観光交流センター、街なかギャラリーといった平坦部の観光施設と連携した取り組みを構築することで町全体の魅力増に繋げ中山間地への交流人口の増加や関連商品の開発、販売といった発展的な展開を図るなどその波及効果を中山間地へ繋げていくことも１つの施策だと考えている

ところです。

○農業振興課長（藤野浩之君）　ちょっと順番が逆になりますけれども、中山間地域について答弁いたします。

現在、中山間地域は流域の上流部に位置することから中山間地域の農業、農村が持つ水源涵養、洪水の防止、土壌の浸食や崩壊の防止など多面的な機能によって下流域の住民や財産、また豊かな暮らしを守っているところであります。また、森林においても同じような水源の涵養、災害防止、環境の保全といった公益的機能を有しており住民生活の安定と地域社会の健全な発展に寄与しているところであります。現在、御船町の中山間地域につきましては、中山間地域等直接支払制度や農地水保全管理支払交付金事業を活用し農村の景観形成に取り組んでいるところであります。事業としましては、遊休農地にレンゲ、菜の花、コスモス等の景観作物の植栽や集落内の農道や水路地系の花の植栽を行い農村の環境の向上を行っています。今後もこのような事業を活用しながら農業者と地域住民が一体となって農業の持つ多面的な機能の１つである良質な景観を守っていきたいと考えています。中山間地域につきましては、農林業を核とした地域づくりを目指しておりまして、御船町の農業振興整備計画及び御船町、森林整備計画に基づき現在農林業の振興を図っているところであります。まず、農業振興地域整備計画につきましては農業整備基盤事業を促進し農用地の高度利用を図るということで農地の転用等は極力避けながら農地の高度利用を図っていきたいということを考えております。そのほか地域住民による原材料の支給等によりまして、地域の道路水路あたりを守っていきたいと考えております。また、森林整備計画については、森林施業の推進方策として重要とすべき機能に応じた森林の区分ごとに森林整備を実施しております。これは森林整備活動支援交付金事業や森を育てる干ばつ利用事業等を通しながら森林振興に繋げていきたいと考えております。

○建設課長（松永正夫君）　それでは最後になりますけど、都市再生整備計画での御船町は、御船町の新たな顔となる「人集い夢かなう文化的空間」を形成することを目的としております。地域資源、恐竜、酒蔵、音楽、自然環境を生かした文化拠点の形成による魅力の再生、新たな交流拠点における住民、来街者の活動や交流によるふれあい再生、子育て支援や安全な交通ネットワークの形成。公園整備による住環境の向上や景観に配慮しながら整備を進めております。

国道443号バイパス、445号バイパスの整備も進められ、シンボルロード整備事業は平成

24年度に完了しております。

都市再生整備事業で、ふれあい広場・モニュメント・コミュニティー道路・荒瀬妙見坂線・中央線・恐竜博物館・観光交流センター・子育てふれあい館・街なかギャラリー等も整備を進めております。今後は整備後の街づくりと景観をどのようにしていくかが課題でもあります。御船町左岸通りは、コミュニティ道路や街なかギャラリーが整備されます。街なかギャラリーは、先ほどありましたように伝統的建築物でもあり、昔の面影が残るような街並みを形成するには商工会、商店主、住民を交え看板や広告物等をいろいろ進めながら景観に進めていくべきであると思っております。一部の商店主の方では前口等を改造され、ちょっと雰囲気が変わった状況にもなっております。シンボルロード線は花壇、植栽等で景観に配慮して整備を行ってきましたが、都市再生備事業でシンボルロード沿いにふれあい広場、ポケットパーク、恐竜博物館等の公共施設が整備されます。モニュメントはシンボルロード線やふれあい広場に設置して、恐竜の町、御船町にふさわしい景観に努めてまいっております。シンボルロードにつきましては、花壇、植栽をしておりますので地域住民やボランティアグループの方々で計画的に清掃等を行っていただいておるところです。

○４番（福永　啓君）　それでは個別にお尋ねしいたします。

まず、本町通り周辺なのですが先ほどお話の中にありました、歴史的町並みを保存していきたいと、そのようなイメージでそこの整備を行っていきたいということだったのですが、今、道路及び街灯の整備が進められていると思います。どのような素材の道路ですか。また、街灯はどのような色、どのような形になりますでしょうか、ご説明ください。

○観光交流推進課長（野口利昭君）　街灯の整備ということで、都市再生整備の事業の中で今準備をしております。現在設計の協議に入っておりますけれども、ＬＥＤを是非使いたいと、しかしながら当初初期的な費用は高くなるけども後の管理費が安いということでＬＥＤを考えております。しかしながら予算的にも十分考慮しなくてはならないという状況です。また、街灯に関しましては、もともとが街灯の組合が管理・維持しておられましたので、その方々と協議しながら非常に狭い道路の中で街灯がきちっと等間隔にではなくて、商店のスポンサーがついての商店の前口という形でついておりますので、福永議員がおっしゃるように景観ということも考慮していくならば、そういったものでいいのかどうか、あるいは２灯式が今下がっておりますけども耐久性の問題もあると、狭い中で街灯が下を

暗くして立っているとかいう、そういった景観の問題もあるということで現在どういったものにするかということを慎重に検討しているところです。

○建設課長（松永正夫君）　コミュニティ道路について説明します。

コミュニティ道路は整備は思い出橋から五庵橋までの大体700メートル幅員が５メートルになります。カラー舗装としまして1.5メートルの歩道と残り3.5メートルを車道部分として舗装をしてと考えております。今、それに合わせまして給水管の敷設替えも行っているところです。歩道部分の色につきましては街並みにあった色遣いを考えております。既設の側溝は赤みがかったもので側溝のふたの色はついております。

○４番（福永　啓君）　景観は非常に重要だと思います。今の野口課長のお答の中でなかったのが、街灯の形ですよね、色・形・見た目、これは非常に重要です。このあたりは色・形・見た目はどのようなものでいらっしゃいますか。

○観光交流推進課長（野口利昭君）　あの街並みにあった色ということで、現在は茶系統の色で考えております。ただ、補修に関しましてが上部の継手口からの老朽化が進んでいるということで、基礎から立てるというような改修工事ではありませんので一部を部分的に変えるということになりますので、元々の色を基調としたものとなるだろうと思います。

○４番（福永　啓君）　色は塗り替えないということですか。今立っている色に上の方だけ継ぎ足すということですか。

○観光交流推進課長（野口利昭君）　元々基礎等も調査しましたけども基礎に関しましてはしっかりしていると、基礎から変えるととても予算内で治まるような話にならないということで、非常にそこらへんが悩ましいところで検討してきましたけれども専門の方々にいろいろ調査していただいた結果は継手部分からの腐食でちょっと安全性が危惧されるいうようなことになりますので、上部口を基本的に変えるということです。塗装が一部おかしいと、剥げているとかいうところがあるところには塗装、あるいは曲がっているのも何本か見受けられますので､そういったものの補修ということになりますので色的には現在の色、デザインはＬＥＤを付けるとある程度限られてくるようなデザインになってきますので、デザイン的には今の２灯下げではなくてシンプルになるのかなというところを検討しています。

○議長（岩田重成君）　お諮りします。一応、12時でございますが、このまま一般質問を続けたいと思います。

○４番（福永　啓君）　イメージとしてはシンボルロードにいくつか街灯が立っていますよね。あのように、もちろん下の方から変えろと言ってるわけじゃないです、上を変えて色は塗り直して一体化したて、そして私は上のほうもきちっと歴史的町並みというように先ほども答えていらっしゃいますし、町の計画でもそうなっているわけですよ、そしたらそれに合った物を作っていかないと、今回変えましたじゃあ５年後変えましょうというわけにいかないものですから、そこはきちっと歴史的町並みにあった物にしなければならないと、これは使命だと思いますので是非するときに、下から色から形から、形もこんな普通の形ではなくてきちっとランタン型になっているとか、そういう形、これ非常に重要です将来的に考えると、そのあたりをきちっと検討していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○観光交流推進課長（野口利昭君）　本町通りの地域の活性化という大きな目標もあります。また、ギャラリーが今回修復されています。その中で街灯というのはどこの町、古い町並みを見ましても非常に重要な景観の一部を呈していると思っておりますので、福永議員がおっしゃったようにそういう景観を壊さない、景観を壊さないどころか景観にマッチした歴史的な街づくりということを基本に考えてデザインを考えていきたいと思います。

○４番（福永　啓君）　路面なんですけど、先ほどカラー舗装とおっしゃいましたよね。石畳系の舗装は検討されましたか。

○建設課長（松永正夫君）　いろいろ検討はしました。舗装しまして、その上に小さい線を入れて石畳風にするとか、本通りも部分も石畳風にするとか、いろいろ検討は今しております。

○４番（福永　啓君）　石畳というのは、全く普通の石ではありません。例えば、写真を持ってきたのですけど、これも普通の舗装なんですよ、石じゃないんです。石畳風にしてずっとしてある、京都。それと、これがよくある両脇石畳です。両脇石畳で真ん中普通の舗装をしてあるという形です。これにしますと石畳の弱点である音が出るとかいうのもほとんどなくなってくるんです、なめらかですので音もあまり出てこないし、車はここを真ん中を通りますからこれがあると、スピードも落とせると、非常に良い利点がたくさんあると思います。しかも、景観にマッチすると、このように景観に、私が一番怖かったのはカラー舗装とおっしゃったので、役場の横がカラー舗装されてますよね赤くしてばーっと、ああいうふうに単純なカラー舗装をさするのではないかと非常に恐れていたのですが、そう

いうことではないですよね。

○建設課長（松永正夫君）　今、小学校の通りとかしてある舗装のような感じではありません。もともと、アスファルトの中に色を入れ込んでするような舗装を考えております。

○４番（福永　啓君）　私自身はカラー舗装というのを個人的な意見としてあまり良いものではなくて、するのであれば歴史的なビジョンの基でするのであれば石畳風もしくは石畳、片方、両面石畳というのを検討するべきであると思いますが、そのあたりは検討されて、なぜ、そうならなかったのですか。

○建設課長（松永正夫君）　予算等の都合もありますし、歩道部分につきましては石畳風に目地を入れまして、50センチ四角ぐらいの形で目地を入れて石畳風な感じで計画しております。

○４番（福永　啓君）　景観に関してはやはり、実は10年前御船町の都市マスタープラン、これまだ生きてるんですよ。マスタープランその後にでておりませんので、その中にも景観に関しては随分早急にルールを制定してやるというのが書いてございます。ただ、それから10何年間、本町通りに関しては何のルールもなくて進んでいるところがございます。今回、このように街なかギャラリーができて、そして道路も電柱も整備するということになりましたので非常に見た目、これは重要ですので景観に関してきっちりと考慮しながら最大限の配慮を払っていただきたいと思います。

続きまして、シンボルロード辺りも聞きしたいのですが、シンボルロードの辺りの植栽、これはどのようなイメージで行っているんですか、何か統一性を持たせるとか、そういうイメージではなくて、今はもうその場の地域地域でいろんな花が植えてあったりするのですが、この辺りはどのようなイメージで行っているのかお聞きいたします。

○建設課長（松永正夫君）　桜とか一つの木とかについては、いろいろ検討されて植栽されておると思っております。それと中学校前の花壇等についてはボランティアグループとか中学校方々等に協力頂きながら花を植え、現在は水かけを行っておるところです。今後は花の苗の手配が難しくなりますので、花の苗の確保をどうするのかが今後の課題となっております。

○４番（福永　啓君）　あそこの花壇、植栽、これはどの町でもあります。そして、いろんな町によって、これは植栽を実際資源として観光資源や町の環境に生かしているところたくさんございます。例えば、長野県上田市とかでは同じように町づくり交付金事業、ちょっ

と前のやつですよね、それを使って植栽1.1キロメートル、幅2.2メートル、これ全部芝桜が植えてあるんですよ。それで中に木がポンポンとかありますけれど、1.1キロも芝桜がわーっと植えてあれば、これは壮観です。そういう一体感を持たせて整備してあったりとかします。あとは、神奈川県開成町、私たちも研修に行きましたが、ここには道路の両脇にアジサイ5,000本植えてあります。そしてアジサイの季節には、アジサイ祭りを開催してやる。また、近いところで八女市は道路の脇にふじ棚を作ってありますよね。510メートルくらいのふじ棚、それもイベントを開いたりとか、その時期にはいろんな行事も開かれるし観光客すら来る場所になっております。このように統一感のある、もちろんツツジをやっているところは非常に多い。一面ずっとツツジをやって、その季節になるとツツジ祭りとかやってらっしゃるところもあります、植栽を利用して。そこまではいかないにしろ、やはり統一感のある植栽を利用して、観光化、地域の活性化を図っている所は多いのです。今、高木がポンポン立っています。御船町もそのように一体感のある植栽を通じて地域の活性化、観光資源となる形、そういうのをお考えになったらいかがかと思いますが、いかがでしょうか。

○建設課長（松永正夫君）　シンボル道の花壇については球根類はたいぶ植えてあります。例えば、管理がしやすいようにスイセン等で春先に見るような植え方はしてあります。

○４番（福永　啓君）　例えば彼岸花でもありますよね、彼岸花が季節になったらばーっと咲くとか。その植栽自体が、せっかくそこに植栽帯があって花を植えるわけですから、それに一つの観光資源なり、地域の活性化となるための物を一緒にしていかないともったいないと思うのです。そういう場所があるものですから、それに関しては、これが地域の活性化、観光に結びつくような形になるような植栽を今後考えて頂きたいと思いますがいかがでしょうか。

○建設課長（松永正夫君）　言われるように、スイセン、彼岸花を今回、この間少し植えた経緯もありますので、今後そういう形で取り組んでいきたいと思います。

○４番（福永　啓君）　シンボルロード及び本町通り合わせなのですが、電線類の地中化、これは検討されましたか。

○総務課長（松岡秀明君）　お答えいたします。

シンボルロード線、本町通り、まずシンボルロードについてですけれども送電線、電線の地中化というのは、整備をするときに計画を策定するときに当然検討をされたことと思

います。要するに工事費が非常に高額な事業費がかかるということで、そういった財政的な面も考慮して今の段階では実施に至っていないという状況と考えております。

○４番（福永　啓君）　工事は大体幾らぐらい、100メートル当たりでも１キロメートル当たりでもいいですが、どれぐらい掛かると思われてますか。

○総務課長（松岡秀明君）　具体的な事業費というのは、今ここで即答は出来ない状況です。ちょっと確認をしたいと思います。

○４番（福永　啓君）　私が調べた範囲ですが、大体100メートル当たり4,000万円程度です、掛かるお金がですね、これはインターネットとかでもすぐわかるんです、結構分かっている値段なんです。自治体負担は、このうち大体どこの例を見ても55％ぐらい。半額よりもちょっと多いぐらい。これが地中化に掛かる費用です。これは地中化というのは非常にメリットが多いのです。しかし、日本では全く進んでいない。一般的に言われるメリットというのは景観上のメリットもあります。そして、防災上のメリットもあります、資産価値が上がっていくというメリットがあります。メリットがあるからこそ、いろいろなところで行われているのです。例えば先進諸国です、ここではどれ位の地中化が行われているか100％近いのですよ。90％とか86％とか。ロンドン、パリ、香港は100％。ベルリン、シンガポール、ニューヨークあたりは、99％と86％とか83％です。ところが日本というのはどうなのかというと、東京の国道のみですら41％しか行われていない。全国の幹線道路でも15％､それが地方の市街地だったら1.7％になっちゃうんです｡それくらい行われていない。これは、なぜ行われていないかというのは、やはり一番の理由というのは実は国土省というのは予算を出して推進しているのです、逆にやりましょうやりましょうと、やはりメリットが多いものですから。何が阻害しているかというと地方自治体の興味のなさというのが一つよく挙げられます。興味がある自治体、興味がない自治体によって変わってくる。これは、さっき町長も最初の答弁で言われましたけど、他地域との差別化を図る上では非常に重要だと思います。そして、さっき言ったように、ある程度お金は掛かりますが、そんなべらぼうな金じゃないんですよ。100メートルあたり4,000万円だから町が2,700～2,800万円位ですか100メートル当たり。それで電線の地中化はできます。電気自動車負担分だとか、国庫補助分は必ずありますので、これについては是非早急に検討して、幾ら予算が掛かるとか、もしこれをしたらどうなるとか、そういう検討をお願いしたいと思いますがいかかでしょうか。

○町長（山本孝二君）　お答えします。

シンボルロードは、もう出来ておりますので今から地中化は出来ないと思います。考え方として、景観の質問があっておりますので、今後についていろいろ地中化ができるような所があれば当然考えますし、全体的な今回景観の話ですので、先ほど言ったように東京の中心部の六本木ヒルズとかああいう所もありますけれど、町に合った景観をということで考えておりまして、理想は福永議員が言われる通りですけれども、それに少しでも近づけるように、そういう認識も持ちながらやるということで、今ある景観、先ほどの植栽とか街灯とか今からできる分については当然そういうことが必要でありますので、そういうところで考えていきたいと思います。

○４番（福永　啓君）　シンボルロードはやり易いんですよ逆に、ほかの所と比べて歩道が広く取ってあるので、その歩道の下辺りに1.5メートルの枠を埋めるとか、いろいろな工事方法を見た上で非常にやり易いのです場所的には、ところが今日本の中では小さい町で電線の地中化をしているところはたくさんあるんです、興味があるところは、そこが非常に資産価値が上がったりですとか観光客が増えたと３倍になったという歴史的な街で全部電線を取ってしまったら増えたと、三重県伊勢市のおはらい町ですとか、川越市一番街とか、そんなに広い町並みじゃない所でもやって、それで観光客が増えたという実例もございます。今すぐどうのこうのではありませんが、これは必ずいつも頭に留めておいて下さい、電線の地中化は、それはお願いしておきます。

次に、中山間部についてお伺いいたします。今、中山間部にはマスタープランがありません。町が作ったマスタープラン、ということは都市計画もございませんで、今、中山間部には現在どのような建築規制が掛かっておりますか。

○建設課長（松永正夫君）　熊本県の景観法に基づきます大規模行為等の開発による届だけになっております。建築面積は1,000平方メートル以上、高さが13メートル以上というものが対象になります。

○４番（福永　啓君）　しかもその大規模開発の景観上の規制、これは規制じゃないですよね。あくまでも届出ということになっているはずです。そして、建築確認というのは大規模なもの以外は必要ないということになっております。そして、建築確認も基本的に建物自体がちゃんと建つかどうかの確認ですので、用途、形、色、それは全く指定出来ません、建築確認では、実はニ指定地域ですので建蔽率、容積率、これ無いんです、七滝とかあの辺

りは。極端な話をすれば吉無田の真ん中に東京スカイツリーを建てても違法ではない、高さ的にああいう建物を建てても違法ではない状態です。建蔽率も、容積率もございませんから。そのように今現在、あの辺りには何をどのように建てても農地以外という状況になっておりますが、それを町としてはどのように認識して、どのように改善しようと思ってらっしゃいますか。

○町長（山本孝二君）　都市計画区域以外は確かに建築基準法の適用がありませんので許可は要りません。ただ、住金等を借りる場合は確認申請が無いと許可がおりない。住金、住宅金融公庫等を借りる場合には確認申請が無いと出来ないと思います。吉無田については前回畜産施設が来たときに、私たちも非常に心配して６カ月間ほど内部での検討、あるいは地元の区長さんと土地改良区の同意を得て、その辺のところの整理が出来て町も許可したという経緯がありますけれども、その際に都市計画区域内は開発行為がありますので、開発審査会というのがあります。その時に町全体を開発審査会なるものを作ろうということで、その時に作りまして、その中で協議をすると、ですから今言われたように違法的な物とか地域の住民の方に影響を及ぼすような施設である時には開発審査会なるものにメンバーは同じですけどもかけて、その辺の水問題がどうなのかとか周辺の環境はどうなのかということを同じようにチェックできるような仕組みを考えておりますので、当面そういうものが来たときにはそれで確認しようということにしています。ただ、条例等でありませんので、それだけの制限が強いかというとそうではありませんので、最終的におそらくそういう規制を設けたらという質問が来るかと思いますけれども、やはりそういうものが先ほど言いましたように地域活性化と、今おっしゃるようないろんなものが発生したときの対応ということで､後々後世に影響を及ぼさないようなことは非常に重要でありますので、そういうところをもう少し検討しながら、やはり情報を収集して今後の在り方も検討していこうと思っていますので、今ある制度の中で農振法あるいは農地法あるいは森林法等でやっているというような現状ですので、あるいはその前に熊本県の中の御船町ですので県の景観条例等もありますし、その中で今やっているというような状況ですのでそれでいきたいと思います。

○４番（福永　啓君）　それでやれるかどうかという問題があると思うのです。モラルのある業者は全然問題ないのですよ。そういうことに関して、うちがここば買おうと思ってぎゃんしようと思うばってん町に相談するとかいうふうな業者だったら全然問題ないです。そ

れでは無くてモラルの欠けた、法律を破らなければどういうことをやってもかまわない、そういう意識のある業者さん、そういう方等を町が退治する場合に、今は町は何ら規制の手立てを持っていないというのが現状なんですよ。そこの認識をきちっと持っていただきたいということなんです。さっきおっしゃいました森林法、農地法、県の景観条例。まず、森林法なんですが１ヘクタール以下の開発は自由、あと伐採届だけです。１ヘクタール以上の開発も基本的に森林法の場合は全ての書類が揃えば、基本的に開発を許可しなければならないような仕組みになっているんです森林法は、農地法ですね。これは吉無田とかあの辺りの農地は、農地区域内農地もしくは全部甲種農地になっていると思いますが、それ以外の農地でしたらやはり書類が揃えば基本的に許可しなければならないような形になっています。しかし、農地が一番まだいいのですよ。雑種地とか原野とか草地とかになりますと、今現在は全く規制がかかっていない唯一の規制が、さっき町長がちょっとおっしゃった県の景観条例です。この県の景観条例も届出なんです。出せばいいんです。用途規制も何もかけられない、こういう現状である。だから今は町が何かゴリ押しの業者とか、そういうことに対して守るすべがない現状であるということをきちっと認識して頂きたいと思います。そこの認識はちゃんとして頂いていますか。

○町長（山本孝二君）　認識しております。

○４番（福永　啓君）　そうしますと、次はじゃあどうするかという話になってくると思います。まず、さっきおっしゃいました景観条例、これは今御船町としては政策を考えていると前回総務委員会の報告でもございましたが、今経過報告としてどれぐらい景観条例についての検討は進んでいますでしょうか。

○企画財政課長（吉本正剛君）　総務常任委員会で、そういった景観条例の制定の必要性というか、そういったもののお話はあっております。また、町もその時は、そういう必要性は感じているというか、前向きな検討をしなければいけないという回答はしているところであります。また、先ほど私が説明しました総合計画の中でも景観条例と言いますか環境条例というか､そういった策定に取り組んでいくようなことで謳っておるところであります。

○４番（福永　啓君）　どのような環境条例を、どのような形で、環境条例基本的に二つあると思うのですが、すいません景観条例、景観条例二つあると思うのですが御船町が景観法に基づいた景観行政団体になって、景観法上に定められた行為ができるような景観条例ですね。それと、単独で町単独の条例という形と幾つかあると思うのですが、今のところ検

討してらっしゃるのは、どのような条例で、いつ位を目安に製作しようと思ってらっしゃいますか。

○町長（山本孝二君）　お答えします。

検討しておりません。

○４番（福永　啓君）　環境条例なんていらんと言うことですかね。

○町長（山本孝二君）　認識はしておりますけれども、検討はしておりません。

○４番（福永　啓君）　では、検討をしているという報告を議会には受けていたのですが、それと全く答弁のつじつまが合ってこないのですが、そこのところ閣内不一致じゃなくて町内不一致じゃないですけど、どっちなんですか。吉本課長。

○企画財政課長（吉本正剛君）　検討しなければならないという答えはしていますので、まだ検討はしていないという町長の答弁かと思います。

○４番（福永　啓君）　今、非常に私は危機的な状況にあると思っているんです、さっき言ったように。まず景観条例、これはもう今現在でも約33％の自治体が日本全国で景観法に基づいた景観行政団体になっています。もちろん、市も入っていますよね。町ですら746の町があって105です15％位の町が景観行政団体になっているんですよ、村ですら184の村があって20の村、小さい村です、そこも景観行政団体になってます。そしてさっき県の景観条例とかおっしゃいましたでしょう、県とお話を聞きました、県は今からこの景観行政というのは市町村にやってもらいたいと、ですから景観条例において今この景観条例の中に区域がいろいろ定められているんですよ、ここをこうしちゃいけない区域というのが、それは一切広げないそうです。それは本来は市町村がやるべきことなので、市町村に景観行政団体に基づいてなっていただいて、景観区域とかを広げていただきたいという話でした。今から地方自治の時代ですので、景観行政は町がやらなければならない仕事なのです。しかもそれだけでは私はきちっとした吉無田の自然とか、その辺りは守れないと思っております。それも今から話したいと思いますが、景観条例に関しましては急いで検討に入っていただいて、本当に検討に入っていただいて、そして作成に向けて進むべきことだと思っています。それは町がやるべきことだと思います。そして実は、吉無田とかなんとか景観条例でやっても､景観条例というのはあくまで景観ですよね｡用途は指定出来ないのです、高さですとか、色、形とかが指定出来ます。だから今現在、吉無田のあの辺りに工場を作ろうが、でっかいビルを建てようが自由なわけです。だけど、用途は景観条例をすると、

大きさとか形までは規制出来ます。しかし、それには強制力は伴わないです。お願いなんです、あくまでも景観条例というのは基本的に申請になってくるので、そして申請したら受理しないといけないのですよ書類が揃っていたら、そういう形になっています。だから業者がこれでやってくれといって役場は受け付けないということは出来ないそうです。そのように、やはり非常に強制力に弱い、最終的に強制力に弱いのが景観条例になっています。県も市町村がやる景観条例もです。その際に、やはり町としては最終的にその地域を乱開発ですとかモラルの無い開発から守らなきゃいけない使命があるわけですよ。じゃあその時どうすればいいか、その時問題になる相手というのはモラルの無い業者なんです。法律さえ守っていれば何をしてもかまわない、問題になるときはそういう方との間に問題が生じるんです。そういう方と問題に対しては、きちっと自治体として最終的に守る手段は持っておかなければならないと思います。その中で守る手段がある唯一の守る手段は、やはり用途地域の指定です、土地施策区域。今は御船町は平坦部だけが都市計画区域になっています。それを例えば自然を守りたい吉無田、あの辺りの一帯あれを準都市計画区域という制度がございます。都市計画区域じゃなくて準都市計画区域、これは、これからの敷地の造成や、既に造成が行われていたり、また将来に行われると見込まれる区域で、そのまま土地の利用を整除し、または環境保全するための措置を講じることなく放置すれば将来における一帯の都市としての整備、開発及び保全に支障が生じる恐れが認められる一定の区域、ここを準都市計画区域として認めることができるのです。これに関しまして私は、今都市計画があるこの御船町の地域、そして吉無田辺りのところを飛び地として、そこを準都市計画区域に入れてもらえますかという話をしました。そしたら、県は十分検討に値するそうです。準都市計画区域というのは言ってしまえば、都市計画区域の中では住宅化出来ないような区域になってしまいますので、一般住宅とかそういうものしか建てられない用途指定ができるのですよ。そうすれば、最終的にその辺りを町が守る手段は持ち得てると、だから使う使わないというのは町の判断ですが、手段は持ち得てないと町としての守る最終的なことは出来ないと思うのです。是非この都市計画区域、準都市計画区域、これは県の計画調整班というところが担当していますので、そこに問い合わせて内容とかを検討していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○町長（山本孝二君）　お答えします。

制度的にはそういうものがあると思います。ご存じの通り、土地利用法だったですかね

五地域というのがあるんですよ。都市計画区域は都市地域、農業振興地域は農業地域、それから森林関係は森林地域、五地域あるんですよ。これで、国土交通省の土地利用のほうでバランス良く調整しています。重複しているところもあるんですよ、例えば都市計画区域内だったら、都市地域であり農業地域である。これは農振農用地がありますので、そういう重複しているところがある。都市計画区域を定める時には調整をしおります。特に河内周辺、木倉の河内とか辺田見山周辺とか、そういう所は森林地域に入っていますので重複していいかどうかという調整をして国の許可を得て都市計画区域を指定しております。だから都市計画区域を指定する前に都市地域に指定する許可がないと都市計画区域にならないと、そういう調整があるわけです。ですから制度的に準都市計画区域というふうに言われましたけれども吉無田方面は森林地域であり農業地域であると、二つが重複している状況です。特に、森林地域というのは都市地域というのにかなり抵抗があります。御船町の都市計画区域を定める時もそのような調整をおこなっておりますので、私は非常に厳しいと思います。都市計画だったら、例えば風致地区とかありますけれども、本来、森林地域と農業地域の調整で吉無田の乱開発等を防ぐと、そういう調整をするということで景観条例等で整備している所が南阿蘇地域とか天草とかありますけど、そういうことの検討はできるかと思いますけれど、都市計画はちょっと合わないと思います。

○議長（岩田重成君）　福永議員、１時間も過ぎましたので、ご理解して質問して頂きたいと思います。

○４番（福永　啓君）　最初の答弁が長かったですかね。都市計画区域ですね、ここは準都市計画はそれができるそうなのですよ。できる可能性があるそうなんです。吉無田みたいな所でも本当にいいんですかと、それは十分検討値しますと何故かといえば、そこに今家が出来ていて乱開発になろうとしている所、それを準都市計画地域を指定して用途地域を指定して最終的に保護する。やはりどこでも同じ危機感を抱いているのです、景観だけでは町を守れない、じゃあどうやって守るか、用途指定。自然とかなんとかのところまで都市計画に入れてしまうか、普通の七滝とか上野とかの道とか全部あの辺りも都市計画に入れてしまうか、そうやって守ってらっしゃるところも実はあります。しかし、そうするとやはり住民の負担が若干大きくなってくる。そういう時にどうするかというときに準都市計画、これ十分に検討に値するそうです。吉無田の地域、その地域でも。そういうことだったら、ああこれはそうですねとおっしゃっていました。そういう手段を町は持ち得なけれ

ばならないと思っています。だから、最終的に町を守るためには、さっき町長もおっしゃったじゃないですか、景観条例が必要みたいなことを、景観条例は必要なんですよ、それはやっていただく。それと、準都市計画区域、これも検討して出来れば用途指定までできるように吉無田の地域をする。これを一回、県と話し合ってみてください、できる、できないは別にして県のその課とですね。

それと農業振興課長、あの辺りの農地、これは転用が出来ますか。

○農業振興課長（藤野浩之君）　今言われた吉無田地域の答弁でよろしいでしょうか。吉無田地域において、農地につきましては農振農用地であるということで転用は出来ません。

○４番（福永　啓君）　ありがとうございます。農振農用地になっておりますので転用は基本的に出来ないのです。だから、農地に関しては守られています。しかし農地が今、吉無田の辺りにどれだけあるかというと､御船町全体では5,700平方メートル位農振に掛かっているんですが､そのうちで規制がある所って農地は1,411平方メートルしかないのです。５分の１位しかないのです。残りは雑種地ですとか、原野とかそのようになってきます。農振の掛かってる地域でもです。そうすると、そこに関しては今全く規制がない、それを単純に当てはめると、吉無田だって４分の１、あそこの広い中の３分の１から４分の１位は無規定地帯かもしれないというのが今の現状です。これは本当に焦眉の急だと思います。これに対して町が、きちっと自然を守ること、これは町を守ること及び今から観光振興にも繋がってくると思いますので、そこのところは是非早急な対応をお願いいたします。

○町長（山本孝二君）　まず、基本的な部分ですけれど、非常に規制というのは大事と思うんですよね。しかし、規制をすればするほど何も出来ないということもあります。吉無田は先ほど一番最初に言いましたように上野インターが平成30年には開通すると、供用開始になるということで、そういうことを含めたときに果たして規制をどこまでしたほうがいいのかということを論じていかないと、規制をしたばっかりに今度は全く動けないとなりますよね逆に。変なものが入ってくると言われますけれど、良いもの入ってくる可能性ありますよ。悪いというように決めつけてしまえば、そうやってがんじがらめになりますけれど、良いものとなれば受け入れでしょ。あの豊かな自然、水を活用してどういうように地域を活性化するのかと、吉無田の緑の村もそうですよね、あの上もキャンプ場、バンガロー辺りも老朽化していると、そういってきたときに良いものは取り入れる姿勢もないと、ある意味では南阿蘇はがちっとしているわけです、ということは吉無田は割と緩やかと、

でも農振が掛かっているから農振地域は極端なことは出来ないと、今言われたように雑種地とか農振、白地ですよね、その部分についてはその可能性があると、ですからそこをもう少し研究して制限をかけるばかりじゃなくて、地域の活性化と守る所のバランスを考えるべきだと思いますので、非常に今回は景観条例、景観ということで良い視点の提言をいただいておりますので、そういういうものを踏まえながら果たしてどうなのかというのも考える必要があるかなと思いますので、その辺のところはご理解頂きたいと思います。

○４番（福永　啓君）　規制じゃないんです、町としてそういうことを規制できる手段を持ち得ないと町を守れないと、そういうことを言っているんです。しかも、開発に関して両立できる手段というのが幾つもあるんですよ､もうちょっと研究しましょう､そのあたりを、そうすると住民の負担できない、そして良い開発はできる、極端な開発だったら町の判断が入ってよかですよ、悪かですよと言われる、そういう方法があるんです、何回も言ってますけどそういう方法を取っていかないと最終的に乱開発とかモラルの無い開発が進んで里山の崩壊、もしくは自然の崩壊に繋がっていくのは非常に恐ろしいということを私この一般質問を研究しながら感じました。

以上で一般質問を終わります。